

豊田市公共交通会議 規約

(名称)

第1条 本会は、豊田市公共交通会議（以下「交通会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の需要に応じ、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成等に関する協議及び形成計画等の実施に関する連絡調整を行うものとする。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 豊田市における形成計画の検討及び定期的な見直しに関する事項
- (2) 形成計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃、料金等に関する事項
- (4) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法の検討その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民、事業者などの想定される利用者が組織する団体等
- (3) 鉄道事業者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者
- (5) 社団法人愛知県バス協会及び愛知県タクシー協会
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 愛知運輸支局長又はその指名する者
- (8) 愛知県知事又はその指名する者
- (9) 関係する道路管理者及び警察
- (10) 豊田市長又はその指名する者

(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 座長 1名

2 会長は、豊田市都市整備部長とする。

3 副会長、座長は委員の中から会長が指名する。

(職務)

第6条 交通会議は、会長が招集する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長不在のとき、会長の指示により会務を総括する。

4 座長は、交通会議の議長となる。座長不在のときは、副会長がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 交通会議は原則として公開する。

3 会長は必要に応じて委員以外の者を交通会議に出席させることができる。

(報告案件の取扱い)

第8条 第3条の規定に関わらず、次に掲げる事項については、交通会議において報告案件として取扱う。

- (1) 路線定期運行における停留所の名称変更
- (2) 区域運行及び市町村運営有償運送における停留所の新設、移設、廃止及び名称変更
- (3) その他会長が別に定める事項

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務)

第10条 交通会議の運営に係る事務は、豊田市都市整備部交通政策課で行う。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年 8月29日から施行する。

この規約は、平成17年10月12日から施行する。

この規約は、平成18年 2月 2日から施行する。

この規約は、平成18年 5月31日から施行する。

この規約は、平成18年12月14日から施行する。

この規約は、平成19年 5月29日から施行する。

この規約は、平成19年 8月28日から施行する。

この規約は、平成19年11月29日から施行する。

この規約は、平成20年 6月18日から施行する。

この規約は、平成20年12月15日から施行する。

この規約は、平成21年 6月23日から施行する。

この規約は、平成21年12月14日から施行する。

この規約は、平成22年 6月30日から施行する。

この規約は、平成23年 6月28日から施行する。

この規約は、平成25年 6月25日から施行する。

この規約は、平成27年10月28日から施行する。

この規約は、平成29年 6月22日から施行する。

現 行

豊 田 市 公 共 交 通 会 議 規 約

(名称)

第1条 本会は、「豊田市公共交通会議」（以下「交通会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保とその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成等に関する協議及び形成計画等の実施に関する連絡調整を行うものとする。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 豊田市における形成計画の検討及び定期的な見直し
- (2) 形成計画に基づく事業の実施に関する協議
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関する協議
- (4) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関する協議
- (6) 交通会議の運営方法の検討その他交通会議が必要と認める事項

第4条から第5条まで 省略

(職 務)

第6条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長不在のとき、会長の指示により会務を総括する。
- 4 座長は、公共交通会議の議長となる。座長不在のときは、副会長がその職務を代理する。

第7条 省略

改 正 案

豊 田 市 公 共 交 通 会 議 規 約

(名称)

第1条 本会は、豊田市公共交通会議（以下「交通会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の需要に応じ、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成等に関する協議及び形成計画等の実施に関する連絡調整を行うものとする。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 豊田市における形成計画の検討及び定期的な見直しに関する事項
- (2) 形成計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃、料金等に関する事項
- (4) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法の検討その他交通会議が必要と認める事項

第4条から第5条まで 省略

(職 務)

第6条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長不在のとき、会長の指示により会務を総括する。
- 4 座長は、交通会議の議長となる。座長不在のときは、副会長がその職務を代理する。

第7条 省略

現 行	改 正 案
<p>(協議結果の取扱い) 第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>(事 務) 第9条 交通会議の運営に係る事務は、豊田市都市整備部交通政策課で行う。</p> <p>(その他) 第10条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。</p> <p>附則 省略</p>	<p>(報告案件の取扱い) 第8条 第3条の規定に関わらず、次に掲げる事項については、交通会議において報告案件として取扱う。</p> <p>(1) 路線定期運行における停留所の名称変更 (2) 区域運行及び市町村運営有償運送における停留所の新設、移設、廃止及び名称変更 (3) その他会長が別に定める事項</p> <p>(協議結果の取扱い) 第9条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>(事 務) 第10条 交通会議の運営に係る事務は、豊田市都市整備部交通政策課で行う。</p> <p>(その他) 第11条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。</p> <p>附則 省略</p>